

議 案 目 次

令和5年矢巾町議会定例会9月会議

1. 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度財政健全化判断比率等の報告について
2. 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
8. 議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
9. 議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10. 議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
12. 議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

13. 議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
14. 議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について
18. 議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
19. 議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
20. 議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
21. 発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について

議 案 目 次 (追 加)

令和5年矢巾町議会定例会9月会議

22. 議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

報告第 1 1 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 4 年度財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 令和 4 年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.7	79.9
早期健全化基準	14.08	19.08	25.0	350.0

2 令和 4 年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

報告第12号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月25日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和5年6月9日（金）午後6時45分頃

3 事故発生場所

紫波郡矢巾町大字室岡第3地割地内
町道和味線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車の左側前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

10,808円

報告第13号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月25日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和5年6月11日（日）午後3時45分頃

3 事故発生場所

紫波郡矢巾町大字岩清水第8地割地内
町道室岡岩清水線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車の左側の前輪及び後輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

10,000円

議案第52号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

議案第 5 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職手当及び管理職員特別勤務手当をいう。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第20条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、管理職手当及び管理職員特別勤務手当をいう。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第20条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

議案第61号

令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第62号

令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第63号

令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第64号

令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第65号

令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について

令和4年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第 6 6 号

令和 4 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を建設改良積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	595, 347, 974 円
建設改良積立金への積立	230, 263, 225 円
資本金への組入	365, 084, 749 円

議案第67号

令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

令和4年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第68号

令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	251,198,800 円
減債積立金への積立	56,981,607 円
資本金への組入	194,217,193 円

発議案第6号

第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について

本議会に第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年9月4日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	小川文子
〃	〃	高橋安子
〃	〃	昆秀一
〃	〃	赤丸秀雄

第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について

次のとおり、第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会を設置する。

1 名称

第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び矢巾町議会委員会条例第5条

3 付託事件

- (1) 第8次矢巾町総合計画基本構想の策定に関する調査
- (2) 第8次矢巾町総合計画前期基本計画の策定に関する調査
- (3) その他、第8次矢巾町総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定に必要な事項に関する調査

4 委員の定数

17人

5 委員のうちから互選により、委員長、副委員長各1名、幹事3名を置く。

6 調査及び任期

第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行い、任期は、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行う。

7 特別委員会委員

高橋 恵	高橋 敬太	横澤 駿一
ササキ マサヒロ	吉田 喜博	藤原 信悦
齊藤 勝浩	小川 文子	木村 豊
小笠原 佳子	山本 好章	高橋 安子
水本 淳一	村松 信一	昆 秀一
赤丸 秀雄	谷上 知子	

議案第69号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名